

国際海洋法裁判所の船舶 及び乗組員の早期釈放事案

- どのような紛争をどの場で解決するか
という観点から -

濱 本 幸 也*

・序 論

最近、国際裁判又は国際裁判所の多元化や
拡散ということが指摘されている。確かに、
国際法の解釈及び適用を行う裁判所が増えれ
ば、国際法についての統一的な解釈及び適用
を確保するとの観点からは不都合もあるかも
しれない。しかし、各条約はそれぞれの目的
をもっており、その目的に適していると思わ
れる紛争解決手続を用意している。そして、
それらの紛争解決手続を活用する国家の側も、
自らの法的権利が害されたと判断される場合
には、それぞれの紛争解決手続の特性を認識
しつつ、受けた侵害の回復に最も適している
と判断される手続や方法で自らの権利を主張
する。これまでに設立された諸裁判所は、そ
れぞれ個性を持っており、それらの裁判所を
利用する側から見れば、活用できる紛争解決
手続の選択肢が増えているということでもあ
る。

複数の紛争解決手続の利用が可能である場
合、どの手続を選択するかということは、各
紛争解決手続が有する特性による。ある紛争
を特定の紛争解決手続に付託する場合には、
その結果は、どのような内容となり得るか、
自国と相手国に対して拘束力を有するのか、
結論を得るにはどのくらいの時間がかかるの
か、その手続は問題となっている紛争を一通
りカバーするだけの管轄権を有するのか、当
該手続を活用した場合に政治的な面も含めて
紛争の根本的な解決が図られるのか等、様々
な要素が勘案されなければならない。そして
そのような検討の前提として問題となるのが、

* 外務省経済局サービス貿易室首席事務官

各紛争解決手続がどのような特性を持っているのかということである。

本稿は、既に多くの検討がなされている国際裁判又は国際裁判所の多元化や多様化の問題そのものを扱うものではない。国際裁判又は国際裁判所の多元化や多様化と評されている事象を構成している要素の一つと思われる国連海洋法条約（UNCLOS）第292条（以下、特に断りのない限り、条文番号はUNCLOSのもの）の下で国際海洋法裁判所（ITLOS）が出す船舶及び乗組員の早期釈放事案の判決の特徴について検討を行うものである。以下、まず . で早期釈放制度の概要を簡潔に述べた上で、 . でその特徴を洗い出し、 . で早期釈放制度の特徴を踏まえればその手続の活用にあたってどのようなことに留意すべきか述べてみたい。

なお、第292条の下での合理的な保証金その他の保証の額を算定する基準は、一連の早期釈放事案を通じてほぼ確立されているが、本稿は手続面についての一考察であり、保証金等の額の算定基準については扱わない。また、船舶の国籍の問題についても、手続面を考える上で必要な範囲の記述に止める。

筆者は日本国政府の公務員であるが、本稿に記された見解はすべて筆者個人のものであり、政府の見解ではないことを予め付言しておく。また、本稿は、「第88豊進丸」と「第53富丸」のITLOS提訴の前に脱稿したものである。

. 船舶及び乗組員の早期釈放の制度の概要
第292条1は、「締約国の当局が他の締約国を旗国とする船舶を抑留した場合において、合理的な保証金の支払又は合理的な他の金銭上の保証の提供の後に船舶及びその乗組員を速やかに釈放するというこの条約の規定を抑留した国が遵守しなかったと主張されているときは、釈放の問題については、紛争当事者が合意する裁判所に付託することができる。抑留の時から10日以内に紛争当事者が合意しない場合には、釈放の問題については、紛争当事者が別段の合意をしない限り、抑留した国が第287条の規定によって受け入れている裁判所又は国際海洋法裁判所に付託することができる。」と規定する。

10日というのは合意に達するには短い時間である。これまで、抑留の時から10日以内に紛争当事者が釈放の問題について付託すべき裁判所について合意した例はない。また、第287条は、紛争を付託すべき裁判所の選択を各国が宣言することができるとする規定であるが、これまでのところ、この宣言を行った国家の数は多くない¹⁾。したがって、第292条1の規定は、実際問題としては、船舶と乗組員の早期釈放の問題はITLOSに付託することができるということを意味することになり、事実、これまでのところ早期釈放事案がITLOS以外の裁判所に付託されたことはない。そして一度早期釈放事案がITLOSに付託されれば、15日以内に口頭弁論の日時が設定され、口頭弁論から14日以内に判決が言い渡される²⁾。

ITLOS は、サイガ号（ 1 ）事件³、カムコ号事件、モンテ・コンフルコ号事件、ヴォルガ号事件及びジュノ・トレーダー号事件の 5 件の早期釈放事案についての本案判決を出している。このほかに、チャイジリ・リーファー 2 号事件では、訴訟が提起されたが口頭弁論前に訴えが取り下げられている。また、グランド・プリンス号事件⁴では、拿捕された船舶の船籍の問題から、ITLOS は管轄権を否定している。

第 292 条は、船舶及び乗組員を速やかに釈放するという規定を抑留国が遵守しなかったと主張されるときに、釈放の問題がどのように扱われるかという問題についての手続的な規定である。これに対応する実体的な規定としては、第 73 条 2、第 220 条 6 及び 7、第 226 条 1（c）があるが⁵、ITLOS で本案判決が出された上記 5 件の早期釈放事案は、いずれも第 73 条 2 が問題となった事件である。第 73 条及び第 292 条は、自らの法令が遵守されることを確保するために適切な措置をとるといふ沿岸国の利益と、船舶及び乗組員が早期に釈放されるという旗国の利益との間で公正なバランスを取る規定であるとされている⁶。第 292 条の手続が設けられた理由としては、第三次国連海洋法会議で複数の代表団が、早期釈放についての実体的な規定が設けられるだけでは十分ではなく、手続的な保証が必要であると考へたためとされている⁷。

．早期釈放事案の特徴

国家が他の国を相手に紛争を国際裁判に付託する場合の主張には様々なものがあり、これに対する裁判所の判決の出し方も様々である。ここでそれらを分類して類型化することはしないが、典型的な形の一つとしては、相手国が国際法上の特定の实体的な義務を遵守しなかったとの主張がなされ、違法行為の責任の解除として原状回復等が求められるのに対して、判決が回答を与えるということが考えられる。これに対し、第 292 条の下での手続は、被告国が特定の实体的な規定を遵守しなかったと ITLOS 自身が認定するものではなく、また違法行為の責任の解除の一環として船舶及び乗組員の釈放を命じているのではない。そこには、現に船舶及び乗組員が拿捕された状況下で釈放の問題のみを扱い、速やかに判決を出すための独特の判断がある。以下、早期釈放事案に関する ITLOS の判決の特徴を、判決主文の認定事項にみられる特徴、判決が扱う対象範囲に見られる特徴、付随的手続（incidental proceedings）との比較において見えてくる特徴に分けて検討する⁸。

1．判決主文の認定事項の特徴

ITLOS は、第 73 条 2 の違反があったかどうか、そしてその結果として国家責任が生じているのかどうかということを判決主文⁹で認定していない。ITLOS は、原告¹⁰の主張が十分に根拠のある（well-founded）ものかどうかを検討し、十分に根拠のある場合には、

ITLOS が認定するところの保釈金等の提供の下で船舶又は船員の釈放を命じているのである。このこと自体は、ITLOS 規則第113条¹¹に従った運用がなされているといえる。しかし、なぜ被告国が船舶及び乗組員を早期に釈放しなければならないかという点について、判例は若干の変遷をえている。

サイガ号(1)事件判決の主文では、ITLOS が管轄権を有し、また付託が受理可能であることを認定した上で、被告ギニアはサイガ号とその乗組員を早期に釈放しなければならないとされ、そのための保釈金の額が認定された¹²。カムコ号事件判決主文でも、ITLOS が管轄権を有し、釈放についての付託が受理可能であるとされているが、その後、被告フランスは合理的な保証の支払いの後にカムコ号と船長を釈放しなければならないとされている¹³。これらの判決主文では、なぜ被告がかかる義務を負うのかということは触れられていない。カムコ号事件でメンザ判事は、被告フランスが第73条2の規定を遵守しなかったという原告パナマの主張は十分に根拠のあるものであったと書くべきであったとの意見を付している¹⁴。

これに対し、モンテ・コンフルコ号事件の判決主文では、管轄権と受理可能性を肯定した上で、原告による主張は十分に根拠のあることが認定され、その上で、被告であるフランスは保証の提供の後にモンテ・コンフルコ号及び船長を早期に釈放しなければならないとされた¹⁵。

さらに、ヴォルガ号事件の判決主文では、

管轄権と受理可能性の認定の後に、「被告が、船舶又はその乗組員は合理的な保証金又は他の保証の提供の後に速やかに釈放されるという(国連海洋法)条約の規定を遵守しなかったという原告の主張」は十分に根拠があると認定されており¹⁶、原告の主張内容も明示され、その上で被告オーストラリアは保証金等の提供の後に船舶を早期に釈放しなければならないとされた。

最後に、ジュノ・トレーダー号事件の判決主文では、管轄権と受理可能性の認定の後に、被告が、船舶又はその乗組員は合理的な保証金又は他の保証の支払いの後に速やかに釈放されるという「(国連海洋法)条約第73条2の規定を遵守しなかったという原告の主張」は十分に根拠があると認定されており¹⁷、遵守されなかったと主張された UNCLOS の条文が明示され、その上で、被告ギニア・ビサウは保証金等の提供の後に積荷を含む船舶を早期に釈放しなければならないと判示された。

以上のように判決主文だけ取り出して検討することは十分ではないかもしれない。特に、最後のジュノ・トレーダー号事件では、判決の本文では、被告が第73条2を遵守しなかったと判断されている¹⁸。今後、第292条の下での手続でも判決主文で被告が特定の UNCLOS の条文に反したと認定される可能性もあろう。しかし、これまでのところ、各事件の判決主文からは、「被告が第73条2の規定を遵守しなかった」という原告の主張が十分に根拠があるかどうか認定されており、ITLOS 自身により被告が第73条2の

規定を遵守しなかったと認定されているのではないことが読み取れる。

但し、これは原告が裁判所に求めていることと同じではない。上記のいずれの事件でも原告が請求したことは、被告が国連海洋法条約の規定を遵守しなかったことを認定又は宣言することであり、かかる原告の主張が十分に根拠のあることを認定することではない。

第292条の下での手続には時間的な制約があり、速やかに判決を出すことがITLOSには求められており、ITLOS自身が被告国の行為の違法性を確定的に認定するには十分な資料がなかったり、情報を精査する時間が限られている場合もあろう。早期釈放事案の判決の判断基準にも関係する問題であろうが、このような制約のために、ITLOSは自らが被告の行為の違法性を認定するのではなく、原告による主張が十分に根拠のあるものであるか否かを認定していると思われる¹⁹。

2. 判決が扱う対象範囲の特徴

第292条3は、裁判所は釈放の問題のみを取り扱うと規定する。そして、これまでの5件の早期釈放事案の本案判決を見る限り、基本的には判例は釈放の問題のみを対象として扱っている。例えば、カムコ号事件では、原告から、沿岸国が科する罰には拘禁を含めてはならず、また、その他のいかなる形態の身体刑も含めてはならないとする第73条3の規定の違反と、沿岸国は外国船舶を拿捕し又は抑留した場合には旗国に速やかに通報すると第73条4の規定の違反についての主張がな

されたが、判決はこれらの主張は第292条の下での手続では受理可能ではないとした²⁰。モンテ・コンフルコ号事件でも同様の判断が下された²¹。

また、ヴォルガ号事件では、既に被告オーストラリアを出国した3名の乗組員についての保証金を設定することは実際の目的がないとされ²²、VMSを装備することや船主についての情報を提供すること、さらには国内判決が確定するまで違法行為を行わないための保証金 (good behaviour bond) を設定することの可否は第73条2及び第292条の下で扱われる問題ではないと判断されている²³。

さらに、ジュノ・トレーダー号事件では、拿捕に当たって銃撃も行われたが、判決は、拿捕に至った状況に関連する事項は第292条の下での手続では関係がないとした²⁴。

これらを前提とすれば、ITLOSは釈放の問題のみを取り扱い、抑留の前段階として生じた拿捕が合法的であったか否か等の問題については判断を下すことなく、釈放されなければならないと主張される船舶及び乗組員が存在するという事実のみをもって第292条の下での判断をなし得ると考えることも可能かもしれない²⁵。

しかし、何をもって保証金が合理的であるかということ判断するに当たって、一定の事実や状況について判断することは必要となってくる²⁶。また、旗国が時宜を得て効果的に第73条2及び第292条を発動するためには旗国に対する通報がなされている必要があり、第73条が全体として解釈されなければな

らないという面で第73条2と同4が関係する場合もある²⁷。さらに、第292条の下での手続は判決を出すためのものであり、判決を出すために管轄権の有無を職権 (*proprio motu*) により審査することはできる²⁸。したがって、第292条の下での手続を進めるに当たって関連する事項はある程度、裁判所により判断される場合もあると思われる。問題は、どこまで裁判所が実体的な判断に踏み込むことができるかであろう。以下、限定的な事例であり、また必ずしも判決主文に結びついた記述ではない面もあるが、判決が船舶や抑留国の行為の合法性に立ち入って検討していると思われる箇所を見てみる。

(イ) 追跡権

追跡権の行使の合法性について判断する可否についてはサイガ号(1)事件とヴォルガ号事件がやや対照的な判断を示しているように思われる。

サイガ号(1)事件では、判決は、拿捕は追跡権の行使であったとする被告ギニアの主張に対し、傍論ではあるが、追跡権及びその後の拿捕の要件が存在したとの主張は維持できないとする²⁹。これは、仮に当初の拿捕が追跡権の合法的な行使に基づいて行われていたか否かに関わらず、訴訟時に船舶が抑留されていることをもって早期釈放の義務が生じるならば不要となり得る記述であるが、判決は接続水域からの追跡の開始時等の実体的な面に立ち入った言及をしている³⁰。

これに対して、ヴォルガ号事件では、判決

は、追跡権の行使が合法的であったか否かの問題に答えないとの選択をした。同事件では、乗船に先立って停船命令等が出されていたかどうかについては原告と被告の見解に相違があったが、精査した結果、ヴォルガ号に対して最初の通信が行われたのは自国の排他的経済水域 (EEZ) の数百メートル外であったことを被告オーストラリアも認めたとされた³¹。しかし、判決は、ヴォルガ号の拘束にかかる状況は、第292条の下での早期釈放に関する審理には関係ないとした³²。アンダーソン判事は、この点を敷衍し、裁判所はすべての事実を承知しておらず、また第292条の下での課題は拿捕ではなく釈放の問題を扱うものであること、さらには国内裁判での本案に影響を及ぼさないことを指摘する³³。

早期釈放義務の認定と合理的な保証金等の額の算定は、例えば沿岸国の追跡権の行使が合法的であったか否かという問題に立ち入らなくても判断できる。他方で、第73条は公海上で「沿岸国」が外国船舶を拿捕する権限を認めた条文ではない。ヴォルガ号がオーストラリアのEEZで違法操業を行った上で公海上に出たことが強く推定される状況であったとはいえ、拿捕が合法的かどうかについては判断が回避され、同国のEEZにおいて適用がある国内法における最高罰金額等を根拠に早期釈放義務と合理的な保証金等の額が判断されていることは興味深い。

(ロ) 第292条のいわゆる限定的解釈と非限定的解釈

サイガ号(1)事件では、原告セントヴィンセントから、第292条の下での審理は、第73条、第220条及び第226条のように早期釈放の義務が規定されている場合に限らず、第56条2違反のような場合にも行い得るとの主張がなされた(いわゆる第292条の非限定的解釈)³⁴。早期釈放についての審理が、抑留が許容されている場合については行い得て、抑留が許容されていない場合には行い得ないとするのは奇異であるとの主張である。これに対し、判決は、漁船への給油が通関であるのか、あるいは被告の行為が第73条の下でEEZにおいて沿岸国に許容された管轄権の行使であるのかの判断につき、国際法違反を含意する法的分類と、そのような含意を回避する法的分類とでは、後者を選択しなければならないとし³⁵、これがギニアの行為を第73条の下での沿岸国の行為であると位置づける論拠の一つとされている。但し、この判断には、給油を漁業活動と一体化させる国内法は第73条の下での沿岸国の権利と管轄権の行使として有効であり国際法違反ではないとの主張を伴っているとの指摘もある³⁶。その上で、判決は、セントヴィンセントの主張が第73条に基づくものであることが十分に根拠があるために、第292条の非限定的解釈を採用するかどうかの判断は必要ないとする³⁷。

確かに、そもそもEEZで沿岸国に許容された管轄権の行使を逸脱した形で拿捕・抑留が行われたにも関わらず、第292条の下での

審理が行い得るとの判断は下しにくい。また、第292条の起草経緯からも限定的解釈を取らざるを得ないとされている³⁸。その上で、限定的解釈を突き詰めると、第292条の下での審理はEEZにおいて沿岸国が早期釈放の義務と共に拿捕する権限を有する場合に限り行われ得るものであり、したがって、条約上、EEZにおいて沿岸国に認められた管轄権の行使とはみなされない場合には、第292条の下での審理は行われないこととなる。その場合には、沿岸国の行為が第73条、第220条、第226条のいずれにより正当化され得るものであるかという判断が第292条の下での審理を行う際に必要となってくる。そしてそのような判断は、単に釈放されるべき船舶及び乗組員が存在するという事実のみをもってなし得るのではなく、沿岸国がいかなる状態で行い得る理由をもって拿捕を行ったかという点についての法的な判断が、「釈放の問題のみを取り扱う」ために必要となってくるように思われる。

サイガ号(1)事件判決は、非限定的解釈を採用するか限定的解釈を採用するかということの結論を出さないという選択をしており、限定的解釈を採用していない。しかし、第292条の下での審理が沿岸国の拿捕についての合法性の判断を伴うか否かという観点からは、結果として限定的解釈を採用した場合と同様、判決は被告ギニアによる拿捕についての法的な判断を行い、それが第73条の下での行為であるとの前提で判決を出している。

(ハ) 以上のように、場合によっては、第292条の下での手続で早期釈放以外の事項が判決を出すに当たって付随的に扱われると見られる。これらはあくまでも原則に対する例外的な場合であると考えられ、基本的には、ITLOSは、第292条の下では釈放の問題のみを扱い、また付随的に他の事項に触れる際にも早期釈放義務に関連して扱われている。しかし、本来、純粋に早期釈放の問題ではない条約上の義務も、早期釈放に関連する場合には、その限りにおいて判断され得ることに留意する必要がある。特に、第73条2の早期釈放義務が人道面及びデュー・プロセスという基礎的な考慮を含むとされる場合³⁹、その違反についての主張が十分に根拠のあるものかどうかを判断するために関連する事項がある程度の広がりを持つこともあり得よう。

3. 付随的手続との比較から見える特徴

本稿は付随的手続が何かという問題を扱うものではない。しかし、付随的手続との比較で第292条の下での手続の特徴が見えてくる面もあると思われる。以下、そのような特徴について検討する。

(1) 評価基準の変遷

一般論として、国際裁判の判決において用いられるべき評価基準 (standard of appreciation) や証明責任の帰属についての原則は一義的ではない面がある。一方で、第292条の下での審理は、暫定措置ではなく、判決により確定的な国家の義務を認定する手続であり、

その見直しが当然に予定されているわけではない。その面からはある程度厳格な評価基準が用いられるべきとの議論は首肯できる。他方で、第292条の下での手続には緊急性が要求され、現実問題として数年かけて出される判決と同じレベルで当事国の主張や証拠等を精査し得る状況ではない。この面からは、ある程度、緩い評価基準で差し支えないとの議論⁴⁰もあり得よう。ITLOSの判決には、第292条の下での審理で用いられるべき評価基準について、若干の変遷が見られる。

サイガ号 (1) 事件では、当事者の主張が「立論できる」(arguable) が「十分にもっともらしい性質を持つもの」(of a sufficiently plausible character) であるかどうかの評価基準として採用されている。そしてそのような基準を採用することは、第292条の下では原告による主張を評価しなければならないのであるから特に適切であるとされている⁴¹。これに対し、ウォルフム次長と山本判事の共同反対意見は、早期釈放事案は付随的手続でも予備手続でもなく判決を出す確定手続であることを強調した上で、当事者の主張が立論できるか十分にもっともらしい性質を持つものであるかという評価基準は、早期釈放事案を暫定措置に似たものとし、それは第292条の目的及び ITLOS 規則第113条1と相容れないと批判する⁴²。また、アンダーソン判事は、第292条の下での審理は後に他の裁判所により本案の検討がなされる審理の第一段階ではなく、また先決的又は付随的な手続でもなく、判決であり、原告の主張が十分に根拠のある

ものであるか否かにより判断されなければならぬとする⁴³。朴判事他の共同反対意見⁴⁴とメンザ所長の反対意見⁴⁵も同種の批判をする。

このような議論を経て、その後の判決では、評価基準として「十分にもっともらしい性格を持つもの」であるかどうかについては触れられず、原告の主張が「十分に根拠のある」ものであるかどうかにより判断がなされている。まず、カムコ号事件では、原告の主張が「十分に根拠のある」と判断される場合には船舶及び乗組員を釈放することを命じるとし⁴⁶、検討の結果、原告の主張は「十分に根拠のある」ものとの判断が下された⁴⁷。メンザ判事は、第292条に「十分に根拠のある」という文言は使われていないものの、裁判所はUNCLOSの規定に「肉付け (flesh out)」することができる旨と指摘する⁴⁸。

モンテ・コンフルコ号事件でも、判決は、裁判所には原告の主張が「十分に根拠のある」ものであるか否かについての決定が求められているとし⁴⁹、検討の結果、原告による主張は「十分に根拠のある」ものとの結論に達している⁵⁰。ヴォルガ号でも第73条2に従わなかったとの主張は「十分に根拠のある」ものとの判断が下され⁵¹、ジュノ・トレーダ号事件でも、基本的に踏襲されている⁵²。

「十分に根拠のある」ものか否かという評価基準が果たして何を意味するのかという点については議論があり得よう。UNCLOSでは「十分に根拠のある」という言葉は、一見したところ (*prima facie*) という言葉とともに

に先決的抗弁について規定する第294条とITLOS規則第96条で用いられている。この点からは、「十分に根拠のある」という言葉は付随的手続にも用いられ得る言葉とも理解できる。

他方で、UNCLOS付属書のITLOS規程第28条では、一方の当事国が裁判を欠席した場合につき、裁判所は他方の当事国の主張が事実と法の面で「十分に根拠のある」ものであることを確認するとされている。ウォルフム次長は、サイガ号(2)事件判決に付した意見で、規程第28条は裁判所が一般的に適用しなければならない評価基準を示唆しており、「十分に根拠のある」という基準は高い説得力が要求され、国内法で適用される「proof beyond reasonable doubt」の基準と同種であるとする⁵³。

評価基準としてどのような名称が使われ、同様の文言が他の条文でどのように使用されているかということよりも、実際に判決がどのように当事国の主張や証拠等を評価しているかということの方がおそらく重要であり、今後の早期釈放事案で当事者の主張がどのように扱われるか、注目する必要がある。しかし、これまでのところ、ITLOSは、「十分に根拠のある」という基準を用いることにより、当初の「立論できる」か「十分にもっともらしい性質を持つもの」という基準よりは厳格な基準をもって早期釈放事案の判断を行う意図があると思われる。

(2) 他の国際裁判との関係

ITLOS が早期釈放事案で出しているのは判決であり、暫定措置ではない。早期釈放事案が ITLOS で扱われた後に国内裁判所でも扱われ、違法操業の罰金等が国内的な手続の下で決定されることがあっても⁵⁴、国際裁判としては第292条の下で完結した審理が行われる。

本来、法的な拘束力を有する終局的な判決を下すための純粹に独立した審理であれば、同じ事件が同じ主題を争点として再び国際裁判で争われるべきではないとも考えられる。ここで国際裁判の定義を行うことはしないが、司法的解決には法的拘束力を有する判決のために常設の裁判所に紛争を付託することを伴う⁵⁵との説明がなされるように、通常、国際裁判に紛争を付託する場合には、紛争当事国を法的に拘束する終局的な判決を得ることが念頭に置かれていると思われる。また、国際裁判所の多様化を議論する論者によっては、国際裁判所の多様化現象により生じる管轄権競合の調整をする原則として、*Res Judicate*（既判力、覇束力）原則、*Litispence*（二重訴訟禁止）原則及び *Electa una via*（単一手段選択）原則を挙げ、それぞれの原則は、同一の紛争であるとの前提に立ったものであることを指摘するものもある⁵⁶。

第292条の下での手続で一度判断された事項が、早期釈放の問題も含めた形でその後第287条に列記された国際裁判所に付託されることは排除されているのであろうか。あるいは、第292条の下での手続と第287条に列記

された国際裁判所での手続とは別個の紛争を扱っているものであり、逆に言えば第287条の国際裁判所での審理では、一度第292条の下で判断された紛争はその限りにおいて排除されているのであろうか。仮にこれらが排除されていないのであれば、第292条の下での手続の国際裁判としての性格をどのように考えればよいのであろうか。

サイガ号（ 1 ）事件判決は、他の国際裁判との関係では、第292条の下での審理は独立したものであることを指摘した上で、サイガ号の拿捕に至った状況が ITLOS や他の裁判所の下で本案の審理に付されることはあり得るとし、本案において完全な検討がなされる場合には、別の結論に至る可能性を認めている⁵⁷。

サイガ号（ 2 ）事件では、サイガ号（ 1 ）事件とは別個の事件として審理が行われているが、セントヴィンセントから、ギニアがサイガ号を保証金の提供の後に速やかに釈放しなかったとして、ギニアの第292条4及び第296条違反が主張されており⁵⁸、両判決は全く断絶しているわけではない。サイガ号（ 2 ）事件判決は、サイガ号（ 1 ）事件の判決を受けた保証金の支払いからサイガ号が釈放されるのに80日を要したことを早期釈放とはいえないとしつつも、その原因のすべてをギニアの責任にすることはできないとして、ギニアはサイガ号（ 1 ）事件判決に従わなかったとは認定していない⁵⁹。興味深いのは、判決は、一応、実体的な判断に立ち入っていることである。論理的には、仮に80日間

の時間を要した責任をすべてギニアに帰すことができるのであれば、早期釈放に関する判決の不履行の認定がなされることになるとも読める。過度に一般化することは危険であるが、サイガ号事件の二つの判決の議論を追う限り、早期釈放の義務自体はともかくとして、第292条の判決の不履行の問題は、早期釈放以外についての第287条に挙げられた裁判所の審理で扱われる可能性は否定されていないと思われる。

同時に、サイガ号（ 1 ）事件判決とサイガ号（ 2 ）事件判決との間で断絶もある。最も顕著なのは、判断の前提をなす被告ギニアの行為の法的な評価に関する部分であり、サイガ号（ 1 ）事件判決は、抑留国の行為が違法となる法的分類とそうではない分類とでは後者を選択しなければならないとした⁶⁰上で、ギニアの行為は第73条の枠組みの中にあるとされているが、サイガ号（ 2 ）事件判決では、ギニアの主張は公益のために EEZ で関税法を適用するというものであり、それは第56条及び第58条の下での EEZ での沿岸国の権利と相容れないと判断されている⁶¹。サイガ号（ 2 ）事件判決は EEZ での給油活動について一般的な法的評価を下したものであるが⁶²、ギニアの行為が生物資源に関する沿岸国の法令の執行であったか否かについては、二つの判決は異なる前提の上で判断を下しているといえる⁶³。

また、サイガ号（ 1 ）事件判決を受けてセントヴィンセントが供与した保証の問題について、サイガ号（ 2 ）事件判決は、サイ

ガ号（ 1 ）事件判決は現在の事件（サイガ号（ 2 ）事件）の問題ではないとしつつも、サイガ号から積み下ろされた油ガスについては賠償の認定を行ったことに触れ、セントヴィンセントの供与した銀行保証（bank guarantee）はもはや効力がないものとして扱われ、関連の文書はセントヴィンセントに返却されなければならないとする⁶⁴。このこと自体はサイガ号（ 2 ）事件判決でのギニアの行為についての評価を前提とする限り、当然のことである。しかし、その保証は第292条の下でのサイガ号（ 1 ）事件判決で提供されるべしと判断されたものであった。二つの判決で前提とされたギニアの行為の評価が異なる以上、その帰結が異なるのは当然であるが、第292条の下での判決で国家が履行すべきとされた義務の内容が、実質的に第287条の下での合意付託の裁判の判決により塗り替えられるという結果が生じているとも受け止められる⁶⁵。

このように見ていくと、サイガ号（ 1 ）事件判決が、本案において完全な検討がなされる場合には別の結論に至る可能性を認めていることは、第292条の下での手続の既判力を考える上で一つの重要な視点を提供しているように思われる。もちろん、国際裁判において再審ということはあり得る。ITLOS 規則第127条は、決定的な要素を持ち、判決が出された際に裁判所と再審を申請する当事国が知らなかった事実があり、そのことが過失によらない場合に、再審を求めることができるとする。しかし、単に第292条の下での判

決にも再審があり得るということであれば、サイガ号（ 1 ）事件判決は、完全な検討がなされる場合には別の結論に至る可能性があるということを取って記述する必要はなかったようにも思われる。

なお、論者によっては第292条の下での手続を付随的手続に分類する⁶⁶。またサイガ号（ 2 ）事件によりサイガ号（ 1 ）事件が付随的手続ではなかったということは難しくなったとの指摘もある⁶⁷。ITLOS 規則の準備委員会（Preparatory Commission）が起草した規則案では、第292条の下での手続を暫定措置等とともに付随的手続の下に含めていた⁶⁸が、これはそのような見方の裏づけになり得る。しかし、その後採択された ITLOS 規則は、第292条の下での手続を付随的手続に含めていない。サイガ号（ 1 ）事件判決も第292条の下での手続は暫定措置のような付随的手続ではなく独立の救済手続であるとする⁶⁹。

何が付随的手続であり何が独立の手続の下での本案判決であるかは多分に付随的手続の定義にもよるであろう。また緊急手続といったような分類の仕方もあり得よう⁷⁰。これらの分類方法について論ずることは本稿の目的ではない。主たる問題は、第292条の下での手続が、それを利用する国家にとって、特定の紛争の終局的な解決をもたらすかということであり、この点について第292条の下での手続が他の紛争解決手続と異なるかということである。第292条の下での手続は、その後、完全な検討がなされてその結論が変わるかも

しれない。しかし、この点については、見方を変えると、複数の紛争解決手続が並存することに起因する問題で、第292条の下での手続に限られた問題ではないのかもしれない。複数の国際裁判所が異なる管轄権の範囲を有して異なる適用法規から異なる結果を導き出し得ることは、既に国際裁判所の多元化や多様化の文脈で指摘されている。そしてサイガ号（ 1 ）事件とサイガ号（ 2 ）事件とではたまたま ITLOS という同じ裁判所が判決を出したが、両事件で ITLOS が有していた管轄権と適用法規は異なっていた。その意味で、異なる結果が導き出されたのはむしろ当然であると考えられることもできる。

(3) 国内的救済の要否

通常国際裁判であれば、外国人の扱いに起因する義務違反を提訴するためには相手国の国内的救済を尽くすことが求められる。第295条もこれを確認しており、条文上は早期釈放事案とその他の UNCLOS に基づく裁判手続との間で差異は設けられていない。また、ITLOS 規則を起草した準備委員会の規則案では、第295条の要件を第292条の下での手続から除外することを明記する案が検討されたが、支持を得られなかった⁷¹。しかし、第292条の下で付託された事件については、ITLOS はいずれの事件でも国内的救済の完了を求めている。その論拠はどのようなものだろうか。

カムコ号事件判決では、国内的救済の完了の要件や他の類似の原則を292条に読み込む

ことは論理的ではないとされ、第292条の目的を排するような効果を持つ制約を読み込むべきではなく、第292条は拘束から短期間に付託することを許容するものであり、通常のケースではそのような短期間に国内的救済が完了することはないとされた⁷²。

確かに、第292条は短期間で結論を得る国際裁判の手続を規定しているのであり、国内的救済の完了を要求すれば、実質的に第292条の下での国際裁判の判決が短期間で出されることはなくなってしまう可能性は高い。その意味では、そもそも第292条が早期釈放事案を ITLOS 等に付託できると規定した時点で、国内的救済の完了は予定されていないとの解釈も説得力を持ち得よう。また、抑留国の国内裁判所が審理を行っている間は旗国が ITLOS に付託できないとすることは、旗国に国内裁判所と ITLOS の選択を迫ることになり、国内的救済の完全な活用を妨げ得るとの指摘もある⁷³。

なお、第292条の下の審理ではないが、同じく国内的救済が不要としたサイガ号（ 2 ）事件判決の論拠は興味深い。判決は、セントヴィンセントが主張した権利を 航行の自由や他の国際的に合法的な海洋の利用の権利、 関税や密輸に関するギニア法の対象にならない権利、 不法な追跡の対象とならない権利、 1997年12月4日の判決の速やかな遵守を得る権利、 ギニアの国内裁判所に（セントヴィンセントが国家として）列挙されない権利であるとし⁷⁴、これらは外国人の扱いに関する義務の違反ではなく、すべてセント

ヴィンセントの権利への直接の侵害であり、人への損害は国家の権利への侵害から生じたものであり、国内的救済は不要であるとする⁷⁵。

なぜ第292条の下での審理は国家の権利への直接の侵害を扱うものであり、外国人の扱いに起因する義務違反ではないために国内的救済は不要であるとの論拠がとられていないのであろうか。第292条の下での早期釈放事件とサイガ号（ 2 ）事件判決とで別個の議論が用いられていることのみをもって、第292条の下での訴訟は外国人の扱いに関する審理であることが前提とされているものの国内的救済が不要とされていると結論付けることは、不適當であろう。むしろ、早期釈放事案では、外国人の扱いに関する義務違反であろうがなかろうが、早期に判決を出すためには国内的救済を尽くす必要はないということが判示されているに過ぎない。しかし、仮に上記 から が国家の権利への直接の侵害であるとするのであれば、合理的な保証金等の支払いの後に早期釈放を行わないということも条約上の国家の権利への直接の侵害であると観念する余地はあったのかもしれない。

但し、サイガ号（ 2 ）事件判決で実際に金銭賠償が認められたのは、サイガ号が蒙った損害（修理費、賃貸料や積荷の油ガス）及び乗組員の損害であり、旗国としてのセントヴィンセントが蒙った損害については、ギニアの行為が違法でありセントヴィンセントの権利を侵害したこと等の宣言をもって十分な賠償であるとされ、船舶の登録の減少や拿捕

・抑留にかかる行政官のコストについては賠償が認められなかった⁷⁶。このように、判決が実際に認めた金銭賠償はサイガ号の損害と乗組員の損害であり、上記 から が国家の権利への直接の侵害のみであることに無理があるのかもしれない。

別の事件で付された個別意見であるが、第292条は限定的な目的のための外交的保護を確立したものであり、旗国は船籍により関連づけられた私人の請求を主張するものであるとの見解もある⁷⁷。また、第292条の起草経緯を見ても、当初は船主、運航者、乗組員及び乗客に早期積放事案を国際裁判所に提訴することを認める案が検討されており⁷⁸、早期積放事案で問題と考えられていたのは、むしろ私人の請求であると思われる。これらを踏まえれば、第292条の下での手続は国家の権利への直接の侵害を扱うとすることは困難なのかもしれない。

なお、サイガ号（ 2 ）事件の本案判決が出る前の暫定措置命令では、国内的救済の問題は扱われていないが、レイン判事は、複雑な要素を含む国内的救済の問題は、迅速性と手続的に緊急を要する暫定措置段階で扱うのは適当ではないとする⁷⁹。ここでは、一裁判官の個別意見ではあるが、UNCLOS の暫定措置を命ずる際に国内的救済が不要とする議論と、第292条の下での審理の際に国内的救済が不要とする議論とは、緊急性という面で共通しているように思われる。

4. 小 括

第292条の下での手続は、事件の付託から約1ヶ月という極めて短い期間で判決を出す制度である。その際、これまでの判決は、「被告が第73条2の規定を遵守しなかった」という原告の主張が十分に根拠のあるものであるか否かを判断し、十分に根拠がある場合には保証金等の額⁸⁰を設定している。第292条の下での手続は、その対象が限定されており、基本的には積放の問題のみを扱う。但し、早期積放義務に関連する限りにおいては、純粹に早期積放の問題ではない事項も判断される可能性は残ると思われる。第292条の下での審理は独立のものであるが、早期積放義務以外の点も含めて完全な検討がなされる場合には、別の結論に至る可能性も排除はされていない。最後に、第292条の下での手続は事件を短期間で国際裁判に付託することを許容するものであり、国内的救済は不要であるとされる。これらの特徴は、突き詰めれば、国際裁判の本案として判決を出すという要請と、事件を短期間で解決するという要請を満たすために出てきたものであるといえよう。

・ 第292条の下での手続の活用

第292条の下での手続は上記のような特徴を持っているが、それではその手続を活用するに当たって、どのようなことが留意されるべきであると考えられるか。

(1) 訴訟の対象は限られるということ

上記のとおり、第292条の下での手続では、

基本的に釈放の問題のみが扱われる。乗組員の抑留が実質的には身体刑に相当するという主張や旗国への通報がなかったという主張、あるいは拿捕に当たって不当な管轄権の行使があったとの主張や ITLOS での審理の途中で釈放された乗組員の問題は、第292条の下での手続では扱われないであろう。逆に、船舶及び乗組員の釈放の問題しか紛争が存在しない場合には、第292条の下での手続は有意義であろう。

この点からは、紛争が船舶及び乗組員の釈放の問題にとどまらず、複合的なものであり、かつ釈放の問題をその他の問題から切り分けることが難しい場合には、第292条の下での手続を活用することは不適切な場合もあり得る。例えば、EEZ の境界が未画定の海域で行われた拿捕の場合など、旗国の側からみれば抑留国がそもそも沿岸国としての権利を行使したとは認められない場合もあるであろう。ITLOS は第292条の下での手続が第73条2のような早期釈放義務が課されている場合に限定されるか否かという問題に結論を出していない。第292条の限定的解釈の余地が排除されていない以上、旗国が第292条の下での手続を開始した場合、当該旗国は拿捕が行われた海域が抑留国の EEZ と見なしたと受け取られる危険性は出てくるであろう。

なお、旗国には第287条に列記された裁判所に事件を付託し、第290条に基づいて暫定措置として船舶及び乗組員の釈放を求めるといった選択肢もある。しかし、その場合には、何が第287条の裁判所に付託された紛争の主

題であるのかが大きな意味を持つてくる。すなわち、旗国は、暫定措置を得るために、船舶及び乗組員の釈放の問題は紛争主題に直接連結しており、かつ釈放しなければ本案での旗国の利益が償い得ないような形で侵害されることを主張しなければならなくなる。このような主張は、基本的に拿捕の合法性の問題には立ち入らない第292条の下での手続における考え方とは相当異なるものとなり得よう。

また、訴訟の対象が限られているために判決で早期釈放義務に関係のない事項が捨棄されても、個別意見や反対意見でそのような事柄に関する見解が示される危険性にも留意する必要がある。例えば、ヴーカス判事は、モンテ・コンフルコ号事件でケルゲレン諸島は人の居住ができず無人であり、周囲に EEZ を設定することは極めて疑問であると表明し⁸¹、ヴォルガ号事件でもハード島及びマクドナルド諸島は EEZ を有さないと表明している⁸²。これに対しては、第292条の下での訴えの検討は釈放の問題に限られるとの批判が付されている⁸³。しかし、言うまでもなく、判決に付される意見は極めて重い。ITLOS の内部の法的手続に関する決議では、個別意見又は反対意見は判決と異なる事項に専念すべきであるとされており⁸⁴、その結果、それらの意見は部外者に対して ITLOS の審理過程で議論となった事項が何かということに関する示唆を与えることが指摘されている⁸⁵。個別意見や反対意見としてコメントが付される問題は、判決自体がそれを扱わなくても ITLOS の審理過程で議論を呼ぶような性質

の事項であったと見られる可能性を念頭に置いておく必要がある。

(2) 訴訟の結論が早く出るといふこと

第292条の下での手続の最大の特徴は判決が早く出るといふことである。例えば、モンテ・コンフルコ号事件では、船舶が2000年11月8日に拿捕され、ITLOSへの付託は同年11月27日に行われている。拿捕からわずか2週間半程度の期間が過ぎれば、早期釈放義務を履行していないとの主張がITLOSにおいてなされ得ることとなる。そしてITLOSは事件の付託から約1ヶ月で判決を出す。

船舶及び乗組員の早期釈放について速やかな判決を得たいと考える国家にとっては、このように迅速な手続は利用価値が極めて高いであろう。特に特定の船舶及び乗組員の釈放を得ることが目的であり、抑留国で国内裁判が始まっている等の事情で外交交渉では釈放の目処が立たない場合には、第292条の下での手続が効果を発揮し得る。

その上で、国家は必ずしも国際裁判による判決を得ることのみが紛争の解決手段とは考えていない場合もあることに留意する必要がある。例えば、ジョホール海峡埋立事件では、実質的な紛争の解決は外交交渉により得られ、仲裁裁判所の判決⁸⁶は当事国の合意を添付する形式をとっている。訴訟を提起した側が当初から外交交渉による解決を意図しながらも単に国際裁判への事件の付託を交渉の圧力として利用しただけであるのかどうかはともかくとして、当事国が訴訟を進めながらも外交

交渉による解決の可能性も排除していなかったことは窺える。

第292条の下での手続が同様の用途に使われる余地は少ないであろう。第292条の下での手続は速やかに終了してしまうので、一度手続を開始してしまえば、当事国がITLOSに訴訟手続の延期を要請しない限り⁸⁷、外交交渉が功を奏する前に判決が出てしまう可能性が高い。それでも一隻の船舶及びその乗組員の釈放が目的である場合にはそれ以上の問題は生じない。但し、例えば抑留国の国内法制度に起因して度重なる長期抑留が行われる場合には、判決を得た後も外交交渉を行う等の工夫が必要となってくることはあり得る。その場合には、被告国が判決結果をどのように受け止めるのか、あるいは例えば今後、当該被告国が沿岸国として行う漁獲可能量の割当ての決定等でどのように振る舞うか等について見極める必要が出てくる。

(3) 訴訟には船舶や乗組員の所属する民間会社等が関係すること

上述のとおり、第292条の下での手続では国内的救済は不要であるとされている。しかし、そのこととは別に、実際問題として早期釈放事案として問題となるケースは、抑留されている船舶の所属する法人や乗組員の家族が存在している状況に限られる。そして、第292条の下での手続を開始するか否かという判断は国家が行うことであるが、関係する私人の意向を無視して国家が自らの判断のみで第292条の下での手続を開始することは難し

いであろう。

その際、自らの船舶と雇用者が抑留されている法人はどのように対応するであろうか。一般化することはできないが、違法操業でこれまで利益を上げてきて、違法操業で拿捕され、今後とも違法操業を行う意思を有している法人⁸⁸であれば、旗国又はこれに代わるものが沿岸国の政府機関を相手に国際裁判を行うことに躊躇はないであろう。これに対し、例えば合法的な許可を得て操業を行っていたにもかかわらず、若干の漁獲量をめぐって乗船してきた沿岸国官憲と意見が異なり、その結果、拿捕・抑留された場合などでは、船舶及び乗組員が所属する法人が引き続き当該沿岸国から許可を得て操業したいと考える限り、その沿岸国政府機関との間で事を構えることに慎重であるとしても不思議はない。そしてたとえ船舶及び乗組員の釈放が2、3ヶ月遅くなったとしても、将来引き続き抑留国のEEZで操業ができるのであれば、いくらかの不都合を受忍することを選択する場合もあり得よう。無論、将来も含めてITLOSの早期釈放事案に登場する操業者は常に悪質な違法操業の確信犯であるということではない。しかし、やや皮肉な側面であるが、無許可の違法操業を意図的に行う悪質な操業者の方が、法を守る意思を有している操業者よりもITLOSに訴えるに当たって失うものは少ないという面もある。

(4) 訴訟を提起する旗国はジレンマを有し得ること

早期釈放を主張する旗国の立場も必ずしも簡単なものではない。実際、これまで7件の早期釈放事案が提起されたが、そのうち旗国自身により提起されたのはヴォルガ号事件だけであり、それ以外は旗国に代わるものにより提起されている⁸⁹。旗国が訴訟を弁護士任せにする場合もあるが⁹⁰、そのようなことを行う旗国は限られているといえよう。

拿捕された船舶は、普通に考えれば何らかの沿岸国の法令違反を犯した嫌疑があるから拿捕されたと考えられる。船舶と旗国との関係が希薄であるにもかかわらず、拿捕された船舶の早期釈放を国家に代わって提訴することを自国への船舶登録に伴うサービスの一環として認めるような場合⁹¹は例外であり、一般論としては、国家は、自国漁船の違法操業を助長するような事態は避けたいと考えるであろう。また、他国から違法操業を助長しているとの誹りを受けることも避けたいであろう。それでも第292条の下での手続を開始する場合には、その国家としては自国船籍の船舶が沿岸国の法令を犯さないように努力し、それを対外的に示しつつも、早期に釈放しなかったという手続面に限って裁判所で争う必要が出てくる。

旗国は第94条に基づき、自国船舶に対して有効に管轄権を行使し規制することが義務づけられている。我が国政府が我が国の漁船に発給する漁業許可証にも、条約に基づく資源保存管理措置等の遵守や特定の国の入漁許可

の取得と法令遵守等が盛り込まれている。国家によっては、例えばグランド・プリンス号事件での旗国のベリーズのように自国法令に違反した船舶の登録を取り消すという措置をとることもある。そのような措置は自国船舶が沿岸国の法令違反を犯さないための抑止力にはなるかも知れないという意味で興味深い。その一方で旗国としての義務の放棄ではないかとの指摘⁹²も首肯できる。旗国としての義務を全うし、早期釈放という自国船舶及び乗組員にとって重要な措置を確保しようとするれば、国家は違法操業の嫌疑をかけられたことについて、それが事実であれば自らの管轄権の行使が不十分であった可能性を認めなければならないこととなり、一種のジレンマに陥るとの側面があるように思われる。

結語

本稿は、紛争解決手続が多様化すること自体の法的側面を扱うものではない。多様化した紛争解決手続の一つの側面として、第292条の下での早期釈放事案がどのような性格を有するものかを明らかにすることが主眼である。第292条の下での手続は、EEZでの沿岸国の権利と旗国の権利のバランスを手続面から保障する一つ的手段であり、それは国際裁判の本案として判決を出すという要請と、事件を短期間で解決するという要請を満たすものである。そしてそれ故に、その利用にあたっては利点と制約がある。第292条の手続を開始する国家にとっても、また抑留に遭った私人にとっても、通常の国際違法行為の追及と

は異なる留意点がある。それらは見方によっては紛争解決手続を複雑化させるものと評価される危険性を孕んでいるかもしれない。しかし、それを利用する国家や抑留に遭った私人にとっては、活用できる紛争解決手続の選択肢を疑いなく増やすものである。

注

- 1 2006年12月29日時点の国連のホームページによれば、第287条の手続の選択をしている国は実質的には35カ国である。http://www.un.org/Depts/los/settlement_of_disputes/choice_procedure.htm
- 2 Rules of the Tribunal (以下、ITLOS 規則) 第112条3及び4。http://www.ITLOS.org/start2_en.html なお、以下、ITLOS 規則、内部の法的手続に関する決議、判決、判決に付された意見はすべて右サイトから入手したものである。
- 3 サイガ号事件の早期釈放判決の名称には「1」とは書かれていない。しかし、以下ではサイガ号(2)事件判決との混乱を避けるために同事件の早期釈放判決に敢えて「1」を括弧書きで入れる。
- 4 グランド・プリンス号事件で問題となった船舶の即時没収の効果については、今後のITLOSの判断を待ちたい。ITLOSに早期釈放事案が提起される前に拿捕した沿岸国の国内手続きで船舶の没収が行われる場合に、訴えを提起できなくなるのであれば第292条の意味がなくなるとの議論も可能である一方、第73条1の下で沿岸国は船舶を没収する権利を有し、第292条の抑留という状況は没収とともに終了するとの議論も提起され得ると思われる。Bernard H. Oxman and Vincent P. Bantz, "The 'Grand Prince'", *American Journal of International Law*, Vol 96 (2002), pp 223 - 225; Natalie Klein, *Dispute Settlement in the UN Convention on the Law of*

- the Sea*, Cambridge University Press (2005), pp. 98 - 100 ; Yoshifumi Tanaka, “Prompt Release in the United Nations Convention on the Law of the Sea: Some Reflections on the ITLOS Jurisprudence”, *Netherlands International Law Review*, Vol 51 (2004), pp 257 - 258 .
- 5 *The M/V “Saiga” Case*, Judgment, para 52 .
- 6 *The “Monte Confurco” Case*, Judgment, para . 70 .
- 7 Shabtai Rosenne and Louis B. Sohn (eds .), *United Nations Convention on the Law of the Sea 1982 : A Commentary*, Vol.V, Martinus Nijhoff Publishers (1989), p 67 . 1973年には米国が早期釈放事案の海洋法裁判所への提訴に関する提案を行っている。A/AC .138 / 97 ,reproduced in *International Legal Materials*, Vol.Ⅷ 5 (September 1973) , p .1221の第 8 条参照。
- 8 判例解説であれば、早期釈放事案の付託要件から検討し、どのような議論を経て判決主文に至っているかという順番で記述すべきかも知れない。他方、ここでは他の国際裁判と比較して早期釈放判決に特徴的と思われる箇所のみを取り出して論ずるため、まず判決主文で何が判断されているのかということを見てみる。
- 9 ITLOS は、判決の最後で operative provisions と題して当事国がとるべき措置等を認定している。
- 10 第292条の下での手続は、旗国のみならず、旗国に代わるものも行うことができる。他方、そのような場合でも、訴訟が旗国の手を完全に離れるわけではないこと、また ITLOS の判決は他の国家間の裁判と同じように原告国と被告国を判決で示していることから、以下では便宜上、旗国に代わるものにより開始された手続の場合でも原告と呼ぶ。
- 11 第292条は、裁判所が釈放の問題を取り扱おうと規定しているが、早期釈放の義務を遵守しなかったとの主張が十分に根拠のあるものか否かについての判断を行うとは規定していない。その上で、ITLOS 規則第113条は、ITLOS は原告による主張が十分に根拠のあるものか否かについての判断を行うと規定している。
- 12 *Supra* note 5 , para 86 .
- 13 *The “Camouco” Case*, Judgment, para 78 .
- 14 *The “Camouco” Case*, Declaration of Judge Mensah, paras .2 - 7 .
- 15 *Supra* note 6 , para 96 .
- 16 *The “Volga” Case*, Judgment, para 95 .
- 17 *The “Juno Trader” Case*, Judgment, para .104 .
- 18 *Ibid.*, para 80 .
- 19 第73条 2 違反の主張は早期釈放事案の「本案」か。すなわち、早期釈放事案の「本案」とは、合理的な保証金等の認定及びその後の釈放の問題であり、第73条 2 違反の主張は保証金等の額の決定のための前提として判断されるに過ぎず、その意味で先決的な問題なのか、あるいは 第73条 2 違反についての原告の主張も「本案」の中に含まれるのか。この点については、当初のサイガ号事件（ 1 ）とカムコ号事件は受理可能性の問題として扱っているが、その後のヴォルガ号事件とジュノ・トレーダー号事件は「本案」として扱っている。
- 20 *Supra* note 13 , paras 59 - 60 .
- 21 *Supra* note 6 , para 63 .
- 22 *Supra* note 16 , para 74 . 但し、判決主文では、被告が船舶及び乗組員の早期釈放に関する義務に従わなかったという主張は十分に根拠のあるものと判断され、乗組員の早期釈放義務についても言及されている。*Ibid.*, para 95 .
- 23 *Ibid.*, paras 75 - 80 .
- 24 *Supra* note 17 , para 95 .
- 25 但し、以前から、早期釈放の問題は沿岸国の法執行と不可避的に関連付けられており、沿岸国が条約上罰金や保証金等を課すことができるかという実質的な問題を判断せずに釈放を命じることができないという指摘はある。Shigeru Oda, “Dispute Settlement Prospects in the Law of the Sea”, *International & Comparative Law*

- Quarterly*, Vol 44 Part 4 (October 1995), p 866. 逆に、早期釈放に関する裁判所の管轄権は限定されていることを指摘し、そのためにいわゆる IUU (illegal, unreported and unregulated) 漁業の全般的な問題に裁判所が対処することは期待できないとの見解もある。Donald R Rothwell and Tim Stephens, "Illegal Southern Ocean Fishing and Prompt Release: Balancing Coastal and Flag State Rights and Interests", *International & Comparative Law Quarterly*, Vol 53 Part 1 (January 2004), pp.185 - 187 .
- 26 *Supra* note 6 , para 74 .
- 27 *Supra* note 13 , para 59 ; *supra* note 17 , paras . 76 - 77 .
- 28 *The "Grand Prince" Case*, Judgment, para 77 .
- 29 *Supra* note 5 , paras 61 - 62 . 判決は、拿捕が合法的に行われたかを判断するのではなく、拿捕に続く抑留が UNCLOS の規定に反していたか否かの判断が求められていると述べ、この部分が傍論であることを認めている。
- 30 この点を含め、被告の主張の有効性に立ち入るべきではないとの見解もある。*The M/V "Saiga" Case*, Dissenting Opinion of Judges Park, Nelson, Chandrasekhara Rao, Vukas and Ndiaye, paras .16 - 20 .
- 31 *Supra* note 16 , para 33 .
- 32 *Ibid.*, para 83 .
- 33 *The "Volga" Case*, Dissenting Opinion of Judge Anderson, para .4 .
- 34 *Supra* note 5 , para 53 .
- 35 *Ibid.*, para 72 .
- 36 *The M/V "Saiga" Case*, Dissenting Opinion of President Mensah, para 21 . また、国家は自らの主張を決定することが許されるべきであると指摘するものとして、Vaughan Lowe, "The M/V Saiga: The First Case in the International Tribunal for the Law of the Sea", *International & Comparative Law Quarterly*, Vol 48 Part 1 (January 1999), p.194 . さらに、判決がギニアの行為の評価等の「本案」に入り込みすぎたと批判するものとして、Günther Jaenicke, "Prompt Release of Vessels-The M/V 'Saiga' Case," *Max Planck Yearbook of United Nations Law*, Vol .2 (1998), pp 395 - 396 .
- 37 *Supra* note 5 , para 73 .
- 38 山本草二「沿岸国裁判権への介入とその限界 - 即時釈放の事例をめぐって - 」日本海洋協会編『海洋法条約体制の進展と国内措置 第2号』(1998年3月)142頁。
- 39 *Supra* note 17 , para . 77 .
- 40 Edward Arthur Laing, "ITLOS Procedures and Practices: Bonds", in Myron H. Nordquist and John Norton Moore (eds .), *Current Marine Environmental Issues and the International Tribunal for the Law of the Sea*, Martinus Nijhoff Publishers (2001), pp .120 - 121 .
- 41 *Supra* note 5 , para 51 .
- 42 *The M/V "Saiga" Case*, Dissenting Opinion of Vice-President Wolfrum and Judge Yamamoto, paras .5 - 10 .
- 43 *The M/V "Saiga" Case*, Dissenting Opinion of Judge Anderson, paras .3 - 5 .
- 44 *Supra* note 30 , paras .8 - 9 .
- 45 Dissenting Opinion of President Mensah, *supra* note 36 , para .5 .
- 46 *Supra* note 13 , para 49 .
- 47 *Ibid.*, para 72 .
- 48 *Supra* note 14 , paras .3 - 4 .
- 49 *Supra* note 6 , para 67 .
- 50 *Ibid.*, para 91 .
- 51 *Supra* note 16 , para 89 .
- 52 *Supra* note 17 , para 80 .
- 53 *The M/V "Saiga" (2) Case*, Judgment, Separate Opinion of Vice-President Wolfrum, paras .11 - 12 .
- 54 ある事件についての国際裁判の判決が国内裁判の結果に影響を及ぼさないということと、一度国際裁判で判決が出された案件が他の国際裁

- 判で扱われるか否かということとは別個の問題である。第292条3が条文上規定しているのは前者であり、ITLOSが出す早期釈放事件の判決は国内裁判所の判決に影響を及ぼさないということであると解される。
- 55 J. G. Merrills, *International Dispute Settlement (Fourth Edition)*, Cambridge University Press (2005), p.127.
- 56 山形英郎「国際裁判所の多様化」『国際法外交雑誌第104巻第4号』(2006年1月)47-55頁。
- 57 *Supra* note 5, paras 50-51. 早期釈放事案で完全な検討がなされないとの趣旨については、例えばモンテ・コンフルコ号事件判決でも繰り返されている。*Supra* note 6, para 74.
- 58 *The M/V "Saiga" (2) Case*, Judgment, paras 28-30.
- 59 *Ibid.*, para.165.
- 60 *Supra* note 5, para 72.
- 61 *Supra* note 58, paras 130-131. 判決は、ギニアが漁業や環境に関する利益に触れたことを認めているが、ギニアの実質的な主張は公益の下に経済活動を防止することができるというものであるとする。
- 62 *Ibid.*, paras 137-138.
- 63 サイガ号(2)事件判決では、サイガ号(1)事件判決で反対した多くの判事が賛成に回った。サイガ号(1)事件判決で反対した判事は、セントヴィンセントが抑留の合法性を争う代わりに誤って第292条の手続を開始したと考えたとの指摘もある。Bernard H. Oxman and Vincent P. Bantz, "The M/V 'Saiga'(2)", *American Journal of International Law*, Vol 94 1 (January 2000), p.149.
- 64 *Supra* note 58, para 180.
- 65 サイガ号(2)事件は、ITLOSに合意で付託された事件である。合意付託であるから、早期釈放判決で判断された事項も扱い得たと考えられることも不可能ではないかもしれない。しかし1998年の合意は、セントヴィンセントにより開始された仲裁手続をITLOSに移管するものであり、それ自体が紛争内容を規定しているものではない。
- 66 例えば、Robin Churchill, "Some Reflections on the Operation of the Dispute Settlement System of the UN Convention on the Law of the Sea During its First Decade", in David Freestone et al. (eds.), *The Law of the Sea Progress and Prospects*, Oxford University Press (2006), p.393.
- 67 Shabtai Rosenne, "The Case-Law of ITLOS (1997-2001): An Overview", in Myron H. Nordquist and John Norton Moore (eds.), *Current Marine Environmental Issues and the International Tribunal for the Law of the Sea*, Martinus Nijhoff Publishers (2001), pp.132-133.
- 68 1995年の準備委員会の案では、早期釈放の手続は「D節 付随的手続」に含められていた。*Final Draft Rules of the International Tribunal for the Law of the Sea*, Articles 89-93, LOS/PCN/SCN.4/WP.16/Add.1, at <http://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N95/129/74/img/N9512974.pdf?OpenElement>
- 69 *Supra* note 5, para 50.
- 70 緊急性という切り口で暫定措置と早期釈放事案を共に論じるものとして、例えば Jean-Marc Sorel, "Le Contentieux de l'Urgence et l'Urgence dans le Contentieux Devant les Juridictions Interetatiques (C.I.J et T.I.D.M.)", Hélène Ruiz Fabri et al (eds.), *Le Contentieux de l'Urgence et l'Urgence dans le Contentieux Devant les Juridictions Internationales: Regards Croisés*, Pedone (2001), pp.7-55.
- 71 P. Chandrasekhara Rao and Ph. Gautier (eds.), *The Rules of the International Tribunal for the Law of the Sea: A Commentary*, Martinus Nijhoff Publishers (2006), p.323.
- 72 *Supra* note 13, paras 57-58. これに対しアンダーソン判事は、国内裁判が進行しているこ

- とを指摘の上、その結果を待つことは第292条の目的を排することにはならないとする。*The “Camouco” Case*, Dissenting Opinion of Judge Anderson, pp .1 - 2 . 当初の被告フランスの主張も二重訴訟の禁止 (*lis pendens*) 又は手続の濫用に当たると指摘するものであった。但し、この点については、そもそも第292条3は国内裁判と国際裁判が同時並行で行われることを想定しているとも考えられる。なお、カムコ号事件判決が国際裁判と国内裁判の「二重訴訟の禁止」について一般的な判断を下したのか、あるいは第292条の下では時間的制約があるということを指摘したに止まるのかということについては議論が分かれるであろう。Yuval Shany, *The Competing Jurisdictions of International Courts and Tribunals*, Oxford University Press (2003), p 242 .
- 73 Bernard H. Oxman and Vincent P. Bantz, “The ‘Camouco’”, *American Journal of International Law*, Vol 94 4 (October 2000), p .719 .
- 74 *Supra* note 58 , para 97 .
- 75 *Ibid.*, para 98 . ただし、判決は、これに続く2つの段落で、仮にギニアが主張するように一部の主張がセントヴィンセントの権利の直接の侵害であるとしたとしても、ギニアと本事件の自然人及び法人との間には法的な結びつき (judicial connection) がないとして国内的救済は不要であるとも指摘する。このことを根拠とし、国家への直接の侵害であるとの議論を退けつつも本件では国内的救済は不要とする意見として、*The M/V “Saiga” (2) Case*, Judgment, Separate Opinion of Judge Chandrasekhara Rao, paras . 13 - 16 .
- 76 *Supra* note 58 , paras .175 - 177 .
- 77 *The “Grand Prince” Case*, Separate Opinion of Judge Treves, para .1 . また、第292条の手続を人についての外交的保護と同等にみなし得る (compared) との見解もある。*The “Juno Trader” Case*, Joint Separate Opinion of Judges Mensah and Wolfrum, para .10 .
- 78 A. O. Adede, *The System for Settlement of Disputes under the United Nations Convention on the Law of the Sea*, Martinus Nijhoff Publishers (1987), pp 59 - 60 , pp . 160 - 162 ; Rosenne et al .(eds .), *supra* note 7 , pp 67 - 68 .
- 79 *The M/V “Saiga” (2) Case*, Order, Request for Provisional Measures, Separate Opinion of Judge Laing, para .9 .
- 80 本稿の扱う範疇を超えるが、合理的な保証金等の額の算定に当たって関係する要素については、網羅的ではないものの、犯されたとされる罪の程度、抑留国の法により課されたか課され得る罰、抑留された船舶の価値、押収された貨物の価値、抑留国により課された保証金の額及びその形態が含まれるとされている。*Supra* note 13 , para 67 . 国際法上の合理的な保証金等の額の算定に未執行の国内法上の規定が影響を与えるのは興味深い。理論的には、同じ船で同じ違法操業を行っても、異なる国内法を有する沿岸国で拿捕されれば、国際法上、釈放に要する合理的な保証金等の額は異なる場合もあり得るのかもしれない。
- 81 *The “Monte Confurco” Case*, Declaration of Judge Vukas.
- 82 *The “Volga” Case*, Declaration of Vice-President Vukas, paras .1 - 10 .
- 83 *The “Monte Confurco” Case*, Dissenting Opinion of Judge Anderson, note 1 .
- 84 Article 8 (6) , Resolution on the Internal Judicial Practice of the Tribunal (27 April 2005), ITLOS / 10 .
- 85 David H. Anderson, “Deliberations, Judgments, and Separate Opinions in the Practice of the International Tribunal for the Law of the Sea”, in Myron H. Nordquist and John Norton Moore (eds .), *Current Marine Environmental Issues and*

- the International Tribunal for the Law of the Sea, Martinus Nijhoff Publishers (2001), p. 69.*
- 86 *Case Concerning Land Reclamation by Singapore In and Around the Straits of Johor, Award on Agreed Terms, 1 September 2005, at <http://www.pca-cpa.org/ENGLISH/RPC/MASI%20Award.pdf>*
- 87 早期釈放事案を提起しておきながら訴訟手続の延期に応じることは、本当に船舶及び乗組員の「早期」釈放を求める意思があるのか疑問を持たれる危険性もあろう。
- 88 これまで ITLOS の事件で扱われた船舶のほとんどは南氷洋のオヒョウの一種の IUU 漁業に係ることが疑われた事例であり、スペインとの関連性が疑われているとされている。河野真理子「国連海洋法条約の義務的紛争解決制度に関する一考察」島田征夫他編『国際紛争の多様化と法的処理』（信山社、2006年）186 - 187頁。
- 89 *Supra* note 71, p. 309.
- 90 コット判事は、第292条の下での手続で、弁護士が代理人が旗国の当局と必ずしも連絡を密にしていないことを指摘する。*The “Grand Prince” Case, Declaration of Judge ad hoc Cot, paras. 9 - 15.* 同種の懸念を表明するものとして、P. Chandrasekhara Rao, “The International Tribunal for the Law of the Sea: An Evaluation”, in Nisuke Ando et al (eds.), *Liber Amicorum Judge Shigeru Oda Vol. 1*, Kluwer Law International (2002), p. 673.
- 91 カムコ号事件及びモンテ・コンフルコ号事件について、旗国が自国への船舶登録に伴うサービスの一環として代理人への授權証明を発給していることが窺えるとする指摘もある。青木隆「海洋紛争の解決」国際法学会編『日本と国際法の100年 第3巻 海』（三省堂、2001年）259頁。
- 92 *The “Grand Prince” Case, Dissenting opinion of Judges Caminos, Marotta Rangel, Yankov, Yamamoto, Akl, Vukas, Marsit, Eiriksson and Jesus, para. 16.*

Prompt Release Cases of Vessels and Their Crew before ITLOS : How to Resolve Disputes in Appropriate Forums

HAMAMOTO Yukiya*

Abstract

The article analyses the jurisprudence of the International Tribunal for the Law of the Sea (ITLOS) on prompt release of vessels and crews under the UN Convention on the Law of the Sea (UNCLOS). The characteristics of judgments are : (a) judgments are rendered in short time ; (b) judgments in their “operative provisions” find whether the allegation made by the Applicant that the Respondent has not complied with UNCLOS is well-founded ; (c) the scope of prompt release cases is in principle limited to the question of release ; (d) although the jurisprudence does not decide whether prompt release cases can be submitted in cases of violation of provisions other than articles 73 220 and 226 ,restrictive interpretation of article 292 may result in a situation in which ITLOS has to decide on the legal nature of events leading to detention notwithstanding article 292 (3) ; (e) there are possibilities of merits to be submitted to other international courts and tribunals ; (f) there is no need to exhaust local remedies for the prompt release proceedings.

The article further analyses points to be born in mind in instituting prompt release cases. As the subject matter of prompt release cases is limited, it may not be appropriate to submit a combined dispute encompassing prompt release issues and other legal issues. Prompt release disputes inevitably involve natural and judicial persons. Persons with will to observe law, as opposed to those involved in intentional illegal fishing, may not wish to confront with coastal States before international tribunals. Flag States may also face a dilemma that, when detained vessels are found guilty in domestic proceedings, they may be accused of not fulfilling their obligation to exercise effective jurisdiction and control over the vessels.

* Principal Deputy Director, Service Trade Division, The Ministry of Foreign Affairs.